

公共施設における京都市公衆無線 LAN「KYOTO Wi-Fi」の 整備運用業務に関する受託事業者の公募について（募集要項）

公共施設における京都市公衆無線 LAN「KYOTO Wi-Fi」の整備運用業務委託に関し、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり受託候補者を募集する。

1 目的

本市においては、これまでから、市民や国内外からの観光客の皆様が、無料でインターネットを利用できる公衆無線 LAN サービス「KYOTO Wi-Fi」環境を提供している。

KYOTO Wi-Fi の運用に関しては、利用者の利便性の確保、セキュリティ対策、運用管理、問合せ受付などを適切に実施できる体制が不可欠であり、事業者における IT インフラに関する技術、専門知識、経験に基づくノウハウ、実施体制等が求められる。

京都市公衆無線 LAN「KYOTO Wi-Fi」のうち、公共施設における整備運用事業の目的を達成するために必要な専門的な知見及び運営体制を有する事業者に「4 委託業務内容」で定める業務を委託するものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

公共施設における京都市公衆無線 LAN「KYOTO Wi-Fi」の整備運用業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和 10 年 8 月 31 日まで

※令和 7 年 9 月 1 日からサービスを開始すること。

(3) 委託料の上限額

32,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 金額は、仕様書の参考資料に記載する 76 箇所にアクセスポイントを設置・整備し、運用するのにかかる費用の総額（既に自社で使用可能なアクセスポイントがある場合、新設の必要はないものとする。）

(4) 委託業務の内容

別紙「公共施設における京都市公衆無線 LAN「KYOTO Wi-Fi」の整備運用業務に関する委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約に当たっては、本プロポーザルでの提案内容やその後の協議により内容が変更される可能性がある。

(5) 予算が減額されたときの措置

この契約は、地方自治法第 234 条第 3 項の規定に基づく「長期継続契約」とする。本市は、翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

上記の規定により本市がこの契約を解除した場合において、受託者は、本市が翌年度以降に支払を予定していた委託料を請求することはできない。

受託者は、上記の規定により京都市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償につい

て、本市に請求することはできない。

3 プロポーザルの参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者。

ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

- (2) 前号に該当せず、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ケ 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

4 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次に示すところにより、（様式1）「プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という）」及び企画提案書等を提出するものとする。（提出先は、後記「10 問合せ先及び提出先」のとおり）

- (1) 書類の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(7) 参加表明書（様式1）

(4) 会社概要（様式2）

(7) 企画提案書

(2) 業務実績一覧

(オ) 見積書（様式3）

※ 以下（オ）～（ケ）については、「3 プロポーザルの参加資格」の(1)に該当する場合は不要。

(カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

(キ) 「3 プロポーザルの参加資格」(2)エ、オを証明する納税証明書（オは、京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）

(ク) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式4）（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合）

(ケ) 「3 プロポーザルの参加資格」(2)キを証明する免許等

(コ) 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書（様式5）

イ 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

提出書類は、電子データ（PDF形式）にて、京都市総合企画局デジタル化戦略推進室に電子メール（secgov@city.kyoto.lg.jp）で送付すること。

なお、電子データのサイズが目安として10MBを超える場合は、その旨を電子メール（secgov@city.kyoto.lg.jp）で事前に連絡すること。

また、送信後は、必ず電話（075-222-4049）により担当者（情報セキュリティ・ガバナンス推進担当 瀬川、西）に受信確認を行うこと。

(2) 企画提案書の作成について

ア 別紙「仕様書」十分理解したうえで、7(2)評価基準等を参考に作成するものとする。

イ サービス提供開始後、APを新設する場合の対応及び費用の目安を明記すること。

ウ 本業務に係る独自提案を積極的に記載すること。

エ 様式は、本市が定めているものを除き、任意とする。ただし、原則、A4サイズとすること。

オ 30ページ以内として、通し番号を付すこと。

カ 表題は、「公共施設における京都市公衆無線LAN「KYOTO Wi-Fi」の整備運用業務に関するプロポーザル企画提案書」とすること。

キ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力分かりやすい表現で記載すること。

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (7) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (4) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (9) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (7) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (9) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問方法

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室に電子メール（secgov@city.kyoto.lg.jp）で問い合わせることとし（様式自由）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

電子メール送信後は、必ず電話（０７５－２２２－４０４９）により担当者（情報セキュリティ・ガバナンス推進担当 瀬川、西）に受信確認を行うこと。

(2) 質問提出期限

令和７年６月２７日（金）午後５時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

令和７年７月４日（金）までに、質問者へ電子メールで回答する。ただし、他の応募事業者に関することなど、質問の内容によっては回答しないこともある。

なお、質問及び回答は、質問者名を伏せたうえで京都市公式ホームページ「京都市情報館」で公開する。

6 企画提案書に関するプレゼンテーション

原則としてプレゼンテーションは実施せず、書面による評価とする。

7 審査

(1) 評価の概要

応募事業者から提出された企画提案書等について、選考委員による評価を行い、受託候補者を選定する。

(2) 評価基準等

以下の評価基準に基づき総合的に評価を行う。

評価基準	評価のポイント
業務全般 (15点)	・業務の目的を十分理解した提案であり、仕様書に定められた Wi-Fi サービスを安定的に提供することができるか。
業務実績 (10点)	・地方公共団体等において、公衆無線 LAN 環境の整備運用実績が十分であるか。
サポート体制 (20点)	・利用者からの問合せを受け付け、迅速かつ適切な対応ができるか。 ・機器故障時等、障害発生時に迅速かつ適切な対応ができるか。
セキュリティ 対策 (20点)	・機器等のセキュリティ対策及び保管情報の漏洩対策は適切であるか。
新規 AP 設置 (10点)	・新規 AP を導入する際の対応や費用は適切であるか。
追加提案 (10点)	・仕様書に記述がある業務内容等のほかに、事業者独自の追加提案が示されており、業務目的を達成するために有効なものとなっているか。
見積金額 (15点)	・(全提案者中の最低金額／当該提案者の金額) × 15 (小数点以下切捨て)

8 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

ア 前記「7 審査」(2)に基づき、企画提案書等の内容について選考委員による審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

イ 同点の場合は、次の優先順位により上位者を決定することとし、なお同順位であるときはくじ引により決する。

第一優先順位 市内中小企業（京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業をいう。）に該当する者を上位者とする。

第二優先順位 見積金額以外の評価点の合計が高い者を上位者とする。

ウ 合計点が60点を下回るときは、提案者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) 審査結果の通知

審査後速やかに、審査結果を各事業者に通知し、参加した事業者数及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、企画提案書により提案された内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(4) 契約保証金

免除する。

(5) 委託料の支払方法

年度払いとする。年度末又は委託業務完了後、受託者の請求により、支払を行う。

ただし、請求額については、初年度は委託契約期間の開始日から年度末までの委託料とし、最終年度は委託契約期間が終了する日までの委託料とする。

(6) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する対価を支払うものとする。

10 問合せ先及び提出先

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室(情報セキュリティ・ガバナンス推進担当) 担当:瀬川、西

住 所:〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2

電 話:075-222-4049

メール:secgov@city.kyoto.lg.jp